

新旧対照表

改正前

別表1 工事検査員の検査対象工事

区分	完成検査	中間検査	部分払検査
農林工事	1,000万円	1,000万円	1億円
土木工事	<u>1,000万円</u>	<u>2,000万円</u>	1億円
建築工事	1,000万円	<u>3,000万円</u>	1億円
設備工事	<u>500万円</u>	<u>1,000万円</u>	1億円

別表2 工事検査員が行う検査から除く検査

- ・ 門扉（水門、樋管等）、橋梁の高欄の工場検査
- ・ P C 桁の工場検査、原寸検査
- ・ 鋼橋の材料検査、原寸検査
- ・ 土工事（築堤、掘削、浚渫、造成等）のみの中間検査
- ・ 仮橋、土留鋼矢板等の損料及びその設置撤去工のみの中間検査
- ・ 鋼矢板打込工（河川護岸、下水立坑等）のみの中間検査
- ・ 植栽工のみの中間検査、完成検査
- ・ 舗装補修の工事で主に切削オーバーレイ工（パッチングを含む）の完成検査
- ・ モルタル吹付工、法面ネット工の中間検査、完成検査
- ・ マンホール蓋交換工のみの中間検査、完成検査

別表3 中間検査を省略できる工種

- ・ 舗装工のうち、オーバーレイ工、切削オーバーレイ工（パッチングを含む）
- ・ 路上再生舗装工（路上再生路盤工は含まない）

改正後

別表1 工事検査員の検査対象工事

区分	完成検査	中間検査	部分払検査
農林工事	1,000万円	1,000万円	1億円
土木工事	<u>2,000万円</u>	<u>4,000万円</u>	1億円
建築工事	1,000万円	<u>4,000万円</u>	1億円
設備工事	<u>1,000万円</u>	<u>2,000万円</u>	1億円

別表2 工事検査員が行う検査から除く検査

- ・ 門扉（水門、樋管等）、橋梁の高欄の工場検査
- ・ P C桁の工場検査、原寸検査
- ・ 鋼橋の材料検査、原寸検査
- ・ 土工事（築堤、造成等）のみの中間検査
- ・ 土工事（掘削、浚渫、運搬）のみの完成検査
- ・ 仮橋、土留鋼矢板等の損料及びその設置撤去工のみの中間検査
- ・ 鋼矢板打込工（河川護岸、下水立坑等）のみの中間検査
- ・ 植栽工、伐採工のみの完成検査
- ・ 舗装補修の工事で主に切削オーバーレイ工（パッチングを含む）の完成検査
- ・ モルタル吹付工、法面ネット工の中間検査、完成検査
- ・ マンホール蓋交換工のみの完成検査
- ・ 道路照明灯工、標識工（情報板除く）のみの完成検査
- ・ 防護柵工（転落防止柵含む）、区画線工、視線誘導標工のみの完成検査
- ・ 撤去・解体工（建築構造物除く）のみの完成検査

別表3 中間検査を省略できる工種

- ・ 舗装工のうち、オーバーレイ工、切削オーバーレイ工（パッチングを含む）
- ・ 路上再生舗装工（路上再生路盤工は含まない）
- ・ 土工事（掘削、浚渫、運搬）
- ・ 植栽工、伐採工
- ・ 道路照明灯工、標識工
- ・ 防護柵工（転落防止柵含む）、区画線工、視線誘導標工
- ・ 撤去、解体工
- ・ マンホール蓋交換工
- ・ 製品の設置のみの工種（遊具、防音壁など）

新旧対照表

改正前

附 則

この要綱は、平成20年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年12月1日から施行する。

改正後

附 則

この要綱は、平成20年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年12月1日から施行する。